

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、国立公園、自然環境保全地域等における自然環境の保全対策の強化等を図るため、国立公園の特別地域等における規制の対象となる行為の追加、海域における保護施策の充実、生態系の維持又は回復を図るための事業の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法の目的として、生物の多様性の確保を追加することとする。
- 二、国立公園等の特別地域及び自然環境保全地域の特別地区において、環境大臣等の許可を要する行為として、一定の区域内での木竹の損傷、本来の生息地以外への動植物の放出等を追加する。
- 三、海域の保全を推進するため、海中の保護を対象とした現行の海中公園地区制度を、海面及び海上を含む海域公園地区及び海域特別地区制度に改めるとともに、海域における動力船の使用等について、許可を要する行為に追加する。

また、海域公園地区においては、景観の維持と適正な利用を図るため、利用調整地区を指定できることとする。

四、生態系の維持又は回復を図るため、国等は、生態系維持回復事業計画を作成し、これに従って生態系維持回復事業を行うとともに、国等の公的主体以外の方についても、環境大臣等の認定を受けて当該事業を行うことができることとする。また、当該生態系維持回復事業として行う行為については、自然公園法又は自然環境保全法上の許可等を要しないことができることとする。

五、公園事業の執行に関する規定について罰則を追加するとともに、自然環境保全法の規定に違反した場合の罰金の最高額を引き上げることとする。また、その他所要の規定の整備を行うこととする。

六、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。